

鎌倉市第2次職員数適正化計画

1 策定の趣旨

鎌倉市職員定数条例で定める職員数について、適正化を図るための計画を策定しようとするものである。

本市の職員数の適正化については、平成11年に策定した職員数適正化計画に基づき実施してきた。

同計画では、職員数の適正化目標を平成17年度までに1585人と定めたが、実際には平成16年4月1日現在で1574人となり、1年前倒して達成できた。

しかし、依然として厳しい財政状況にあり、また地方分権の推進による自治体の裁量権が拡大する状況の中、『かまくら行財政プラン』に基づく『鎌倉市の組織運営の基本的な方針』（平成16年1月22日政策会議決定）を推進し、多様化・複雑化する市民ニーズに対して最少の経費で最大の効果をあげるため、さらなる職員数の適正化を図るものである。

2 定員管理の現状

(1) 現在までの取組み状況

現行適正化計画は、平成10年度の職員数を基準として平成17年度までに217人（基準の12%）の削減を目標としていた。

この間、原則退職者不補充、非常勤嘱託員の活用、業務の民間委託化等により職員数の適正化に努めてきた。

その結果、平成16年4月1日現在までに228人（基準の12.7%）削減することができた。

(2) 類似団体との比較

類似団体（注1）との比較は、全市区町村（指定都市を除く。）を人口と産業構造を基準にいくつかのグループに分け、そのグループごとに人口1万人当たりの職員数の平均値を算出し、これを指標として同一グループ内の各団体の職員数と比較するものである。

現時点で公表されている人口1万人当たりの職員数は平成15年4月1日現在の各団体の職員数を基にしたものであり、これによると本市の職員数は、類似団体と比べて約200人超過している。

超過している主な部門は、清掃部門、都市計画部門、住民関連部門、消防部門である。

3 適正化の目標

類似団体との比較は、各団体の平均的な職員数を示したものであり、個々

の団体の特性は反映されていない。

そのため、職員数のみを単純に比較するのではなく、各部門ごとにサービスの水準や行政需要など本市の特性について検証し、民間委託化等、業務の効率化の観点から見直しをする必要がある。

類似団体との比較においては、各部門ごとに見れば団体の持つ特性により差異が大きくなることも考えられるが、職員数の総数については1つの指標となるものと考えられる。

本計画では、『事務事業に対する公的関与の点検指針』（平成16年5月24日行革推進本部会議了承）に基づき、各課が全事務事業について根本的な見直しを行う中で、行革市民会議や行政評価アドバイザーからの意見、次期基本計画の方向性を踏まえ、本市の都市特性を考慮しつつ、類似団体の平均値にできる限り近づけるべきと考える。

また、鎌倉市職員の再任用に関する条例（平成14年4月1日 施行）に基づく再任用職員の採用及び退職についても考慮する。

【適正化の目標】

平成22年4月1日までに職員数を150人以上削減する。

（平成16年4月1日現在の職員数1574人を基準）

なお、本計画策定後、社会状況の変化や地方分権の推進等に伴い業務量に急激な変化が生じた場合には、必要に応じて計画を見直すこととする。

4 計画期間

計画期間は、終了年度を次期基本計画の前期実施計画に合わせ、平成17年度から平成22年度までの6年間とする。

5 計画の対象となる部局

市長の事務部局をはじめ、全ての部局を対象とする。

6 適正化の手法

現行の職員数適正化計画の手法を踏襲しつつ、『鎌倉市の組織運営における基本的な方針』『事務事業に対する公的関与の点検指針』に基づき徹底的な事務事業の見直しを行い職員数の適正化を図ることとする。

具体的な手法

- (1) 事務事業については常に「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に見直しを行う。また、新規の行政需要に対しても同様とする。
- (2) 正規職員以外の多様な担い手の積極的活用を図る。
- (3) 技術職の専門職場外への配置を積極的に行い、人材活用を図る仕組みを整備する。
- (4) 技能労務職については、原則退職者不補充とし、一般職への転任制度も積極的に活用しつつ民間委託化を推進する。
また、退職者不補充による現業組織の班体制等への影響も考慮し、技能労務職間の人事異動を実施することにより効率的に業務を行なう。
- (5) 職員数の適正化の推進にあたっては、採用の年齢枠を拡大して専門的知識や経験豊富な人材を採用することにより、組織運営に支障をきたさないようにするとともに職場の活性化を図る。

(注1) 類似団体

総務省が人口規模及び産業構造（産業別就業人口の構成比）を基準に全国の市を36類型に分類したもの。

鎌倉市は、H 類型（人口13万人～18万人、第2次・第3次産業の就業人口が95%以上）に分類され、全国約40市が同一の類型となっている。